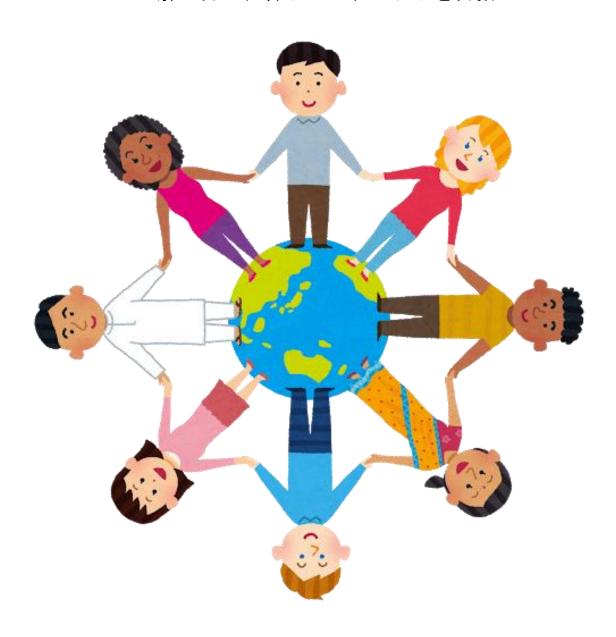
# 第2次鳥栖市国際交流(多文化共生)基本方針〈後期方針〉

~互いに理解し合い、暮らしやすいまちを目指して~



平成31年3月 鳥 栖 市

#### 目 次

第	1	章	贫	沅	Ξ <i>O</i> .	)趣	旨	•																									
	1	Ś	东京	Ξσ.	)意	義		•	•	•	•	•		•		-	•	-	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•	1
	2	í	<b></b>	月方	金	十策	定	<u>'</u> の	考	え	方																						1
	3		<b></b>																														1
第	2	章	玛	制	ځځ	: 課	題	į																									
	1	ļ	鳥根	市	ī O.	)現	状	÷ •	-	•		•		•	•		•		•	•			•								•		2
	2	;	_∤	ιま	ミて	<b>う</b>	取	組				•							•		•		•						•		•		3
	3	Ŕ	折た	っな	調	題	į.										•																4
	4	4	今後	έσ.	)重	点	取	組																									
第	3	章	基	本	化	」な	:考	え	方																								
	1	ŀ	目指	す	-~	き	将	来	像			•							•		•		•						•		•		6
	2	į	基本	大	5 后	] •																											6
	3	7	方金	+σ.	)体	系																											7
第	4	章	寿	ţ本	ΣE	標	ع ا	ŧ	要	施	策																						
		基基											抽	域	づ	<	IJ	ഗ	推	淮													
						標																											8
						標																											9
		基之																															9
		巫/																			べ	,	11	$\boldsymbol{\sigma}$	+#+	<b>`</b> #						4	_
				-	-	標											-		-			(	り	כט	推	進	•	•	•	•			
			坴	<b>►</b> ⊅	E	標	ŧ 2		<i>ያ</i> ኑ	ച	人	ح	(U)	地	, 攻	父	流	U)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
			.,		, , ,	<i>a</i> L.																											
第	5	章				制																											
	1	ŧ	隹迮	刨	常	りの	整	備	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3

## 多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より抜粋)

# 第1章 策定の趣旨

#### 1 策定の意義

本市では、平成15年に「国際交流基本方針」を策定し、国際化への対応を図り、国際 交流を推進するために、国際性を育む地域づくりの推進を基本方向として取組を進めてき ました。その後、平成26年には、多文化共生の地域づくりの推進を基本方向の一つとして 新たに盛り込み、目指すべき将来像を"互いに理解し合い、暮らしやすいまち"と位置づけ た「第2次国際交流(多文化共生)基本方針」を策定しました。現在、基本方針に沿った基 本方向と基本目標の観点を踏まえた主要施策の各種事業に取り組んでいます。

平成26年の基本方針策定から5年が経過する中で、外国人住民数は、約1.5倍に増加しており、比率は約1.6%と県内で最も高くなっています。また、近年、本市に住む留学生や技能実習生などの増加や、大型商業施設や宿泊を目的に滞在する外国人が増加するなど、今後も、この傾向は続いていくものと思われます。このような中、日常生活においても国際化が進む時代において、私たちは国際的な視野と豊かな国際感覚を持つことを目指し、また、異なる文化を理解し合い、お互いを尊重しながら、共生していくことが重要であり必要となっています。

今回、このような外国人の様々な状況の変化や本市の地域特性などを踏まえ、社会情勢の変化と時代のニーズに対応していくため、「第2次国際交流(多文化共生)基本方針」のこれまでの取組を継続して進めていきながら、多文化共生と国際性を育む地域をつくる施策を一層充実し、新たな事業を展開していくことを目指し「第2次国際交流(多文化共生)基本方針〈後期方針〉」(以下「後期方針」という。)を策定しました。

#### 2 後期方針策定の考え方

- (1)第6次鳥栖市総合計画後期基本計画に基づき、後期方針についても、これまでの基本方針、基本方向及び基本目標を継続して推進します。
- (2)平成30年9月に実施した本市に住む日本人及び外国人へのアンケート調査、関係団体への聞き取り調査の結果や前期5年間の主要施策の取組内容などを検証し、さらに本市の現状、社会情勢の変化などを踏まえ、新たな施策、取組項目を追加しました。

#### 3 後期方針の期間

「第2次国際交流(多文化共生)基本方針」は、平成26年度(2014年度)から平成35年度(2023年度)までの10年間の方針とし、平成30年度は、基本方針の中間年にあたるため、方針の見直しを行いました。

後期方針の期間は、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間とします。

# 第2章 現状と課題

#### 1 鳥栖市の現状

#### (1) 外国人住民数の推移

本市における外国人住民数は、平成31年(2019年)1月1日現在で、1,167人(図-1)となっており、10年前と比べると約2倍に増加しています。比率は、人口(73,636人)の約1.6%を占めており、県内平均約0.8%と比較しても県内トップとなっています。

また、外国人住民数は、県内では佐賀市に次いで2番目に多く、アジア出身の外国人の割合が、98%を超えているのが特徴です。国籍別では、ベトナムが349人と最も多く、ネパール、フィリピンの順で続いています(図-2)。また、国籍数は、24カ国であり、多国籍化が進んでいます。

在留資格別では、留学が461人で最も多く、技能実習、永住者の順で続いています。 特に本市は、留学生数が県内で一番多く、佐賀県の留学生総数947人の約半数を占めています。

また、永住者や特別永住者、日本人の配偶者など滞在期間が長期にわたる居住者のほか、専門学校の新設、国において検討されている在留期間や在留資格の見直しなどにより、今後は本市で中長期に生活する外国人の増加が予想されます(図-3)。

なお、平成24年7月に外国人登録制度が廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳に登録されています。

図-1 外国人住民数の推移(~H28年度:12月末現在、H29年度~:1月1日現在)

(資料:市民課)

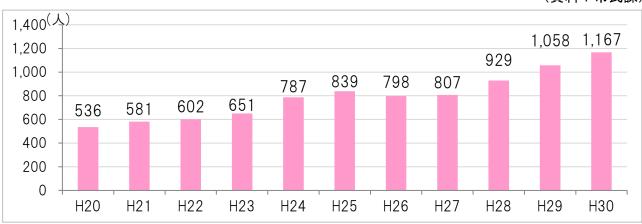
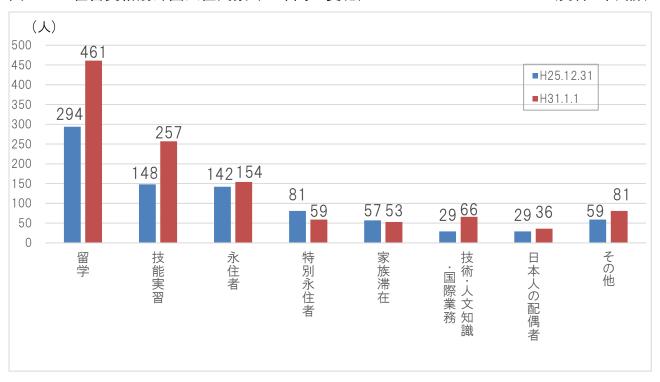


図-2 国籍別外国人住民数(平成31年1月1日現在)

(資料:市民課)



#### 図-3 在留資格別外国人住民数(5年間の変化)



(資料:市民課)

#### (2) 鳥栖市に住む外国人の就労状況

現在、本市には、就労を目的とした在留資格を持つ外国人が約360人住んでおり、5年前と比較すると約150人増加しています。

国において、人口減少などによる労働力不足により、技能実習の在留資格の拡充や在留期間延長などの見直しについて検討されていることから、本市においても、今後、アジア出身の外国人を中心に、職業技術の習得などを目的とした外国人住民が、さらに増えることが予想されます。

#### 2 これまでの取組

#### (1) 国際性を育む地域づくりの推進

外国人との交流や国際化に対する学習を通して、互いの人権を尊重し合う広い視野を 持ち、国際理解を進めるために、国際理解教育や外国語教育を進めています。

また、友好交流都市との交流においては、子ども交流事業を中心に、市民の協力を得て多様な交流へと展開し、さらに、国際交流イベントを市民活動団体と協働で行うことで、地域の国際交流に関する理解を進めています。

- ○外国語指導助手を活用し、小中学校での国際理解教育や外国語教育を進めています。
- ○市報や市ホームページで、外国人の人権尊重に関する啓発を行っています。
- ○友好交流都市との交流を市民活動団体などと協働で行い、交流機会を提供しています。
- ○情報を共有し意見を交換するために、国際交流懇談会を開催しています。

#### (2) 多文化共生の地域づくりの推進

日本での生活に慣れていない外国人に対して、日本語習得の機会を提供することや 医療情報や各種行政サービス、災害対策などの生活情報を分かりやすく提供するなど、 暮らしやすい環境づくりに努めています。

また、本市に住む日本人と外国人の交流の場の提供や、外国人住民に向け、「やさしい日本語」や多言語を活用した情報を市ホームページで発信しています。

- ○行政窓口における外国人住民の生活相談を日本語以外でも行えるよう、佐賀県国際 交流協会事業「生活相談における多言語電話通訳」を活用しています。
- ○日本で生活する上で必要な日本語や生活のルール、風習などを学ぶ日本語教室「と すにほんごひろば~とりんす~」を開催しています。
- ○本市に住む日本人と外国人が交流する国際交流イベント「こくさいカフェ」を開催しています。

#### 3 新たな課題

(1)日本人に対するアンケート調査では、外国人住民とお互いの理解を深めるための機会として、「異文化体験講座」や「お互いの言語を学習する教室」などを希望する回答が多く、また、外国人に対するアンケート調査では、やってみたい地域活動について、「日本文化」、「日本料理」などを希望する回答が多くありました。

本市に住む日本人と外国人が互いに異文化理解を深めることができる機会を提供することが必要です。

(2)外国人に対するアンケート調査では、日本語の意味が分からなくて困ったことについて、「病気になったとき」、「電車やバスに乗るとき」、「仕事で」、「いろいろな手続きのとき」などの回答が多くありました。

医療情報や各種行政サービス、災害対策などの生活情報を外国人住民に分かりやすく提供することが必要です。

(3)地域社会で生活する上で必要なごみの出し方や交通ルールについて、外国人住民の理解が不十分なため、苦情が寄せられることがあります。

日本での生活に慣れていない外国人住民に対して、日本語や日本のルールなどを学ぶ機会を提供することが必要です。

(4)外国人に対するアンケート調査では、約半数の人が「避難場所を知らない」という回答でした。 外国人住民の中には、大規模な地震などを経験したことがない人も多いことから、災害時に 適切な行動が取れるよう、災害に関する知識などの周知や防災訓練などへの参加を促して、 防災意識の向上を図る必要があります。 (5)外国人に対するアンケート調査では、やってみたい地域活動について、「スポーツ」、「住んでいる町の祭り」、「自分の国の文化の紹介」、「ボランティア」などの回答が多くありました。 本市に住む日本人と外国人の交流機会を創出することが必要です。

#### 4 今後の重点取組

#### (1) 異文化理解のための各種講座の開催

外国人住民との交流を通して、お互いの文化に対する理解を深めることが大切であるため、市民活動団体などと協働し、異文化理解のための講座などを開催します。

#### (2) 「やさしい日本語」の普及と活用

外国人住民などに対する情報発信やコミュニケーションを図る手段として「やさしい日本語」の普及に努めます。また、「やさしい日本語」は、外国人だけではなく、高齢者や子どもたちにも分かりやすいことから、幅広い活用を進めます。

#### (3) 日本語教育によるコミュニケーションの支援の充実

外国人住民に対して、日本語や日本での生活に必要なルールやマナーを学ぶ機会を 提供します。

#### (4) 防災・災害対応について学ぶ機会の提供

外国人住民などが、災害時に必要な情報などを適切に得られるよう、「やさしい日本語」 や多言語による情報提供の仕組みづくりなどについて検討し、防災・災害対応に関する知 識について学ぶ機会を提供します。

#### (5) 外国人住民との交流機会の創出

市内で開催される様々なイベントや地域活動において、鳥栖市に住む日本人と外国人の交流の場が増えるように働きかけ、交流機会を創出します。

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、難しい単語を避け、1文を短くするなど、外国人にも分かりやすい日本語のことです。平成7年1月の阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく日本にいた多くの外国人も被害を受けました。その中には、日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を受け取ることができない人もいました。そこで、そうした人達が災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたのが「やさしい日本語」の始まりです。そして、「やさしい日本語」は、災害時のみならず平時における外国人への情報提供手段としても研究され、行政情報や生活情報、毎日のニュース発信など、全国的に様々な分野で取組が広がっています。

# 第3章 基本的な考え方

国際化が進む環境への対応と外国人住民をめぐる現状と課題から、この方針における目指すべき将来像と基本方向を次のように定めます。

#### 1 目指すべき将来像

本市では、アジア諸国からの留学や仕事の技能習得のために居住する人が増えています。 また、永住者や日本人の家族として定住する人も増えています。

このため、日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重しあい、暮らしやすいまちづくりを進めていくために、「互いに理解し合い、暮らしやすいまち」を目指すべき将来像とし、実現に向けて取り組んでいきます。

#### 2 基本方向

#### 基本方向 1 国際性を育む地域づくりの推進

教育・文化など、様々な分野において、国際性豊かな人づくりや交流事業などを展開し、 「国際理解の推進」や「国際交流活動の推進」に取り組んでいきます。

## 基本方向2 多文化共生の地域づくりの推進

外国人住民との共生のために、生活情報の提供や異文化理解の啓発事業などを展開し、「外国人も暮らしやすい環境づくりの推進」や「外国人との地域交流の推進」に取り組んでいきます。

# 3 方針の体系

目指すべき将来像及び基本方向に基づき、全体の基本目標や実施すべき主要施策を次のように体系化します。

#### ≪目指すべき将来像≫

# 互いに理解し合い、暮らしやすいまち

甘士士台	甘士口插	→西佐笠
基本方向	基本目標	主要施策
1 国際性を育む 地域づくりの推進	1 国際理解の推進	①小中学校における国際化教育の推進
20-20 2 ( ) 02 IEZE		②異文化理解のための各種講座の開催
		③外国人の人権尊重
	2 国際交流活動の 推進	①友好交流都市や諸外国との交流の推進
	1住人生	②民間交流団体との連携強化
		③国際協力活動の支援
2 多文化共生の	1 外国人も暮らし	①「やさしい日本語」の普及と活用
地域づくりの推進	やすい環境づくり	(※新規)
	の推進	②分かりやすい生活情報の提供
		③外国人からの相談に対応できる体制の 充実
		④日本語教育によるコミュニケーション の支援
		⑤防災・災害対応について学ぶ機会の提供 (※新規)
	2 外国人との地域	①外国人住民の地域活動への参加支援
	交流の推進	②多文化理解に関する啓発活動の推進
		③外国人住民との交流機会の創出

# 第4章 基本目標と主要施策

前章の3で体系化された基本目標の4項目を整理し、実施すべき主要施策を定めます。

#### 基本方向1 国際性を育む地域づくりの推進

#### 基本目標1 国際理解の推進

日本人に対するアンケート調査では、「外国人住民とお互いの理解を深めるために、どのような機会があれば参加したいか」との問いに対し、「異文化体験講座」に参加したいと回答した人が57.5%、「互いの言語を学習する教室」に参加したいと回答した人が38.6%となっており、異文化理解のための講座などへの関心の高さがうかがえます。

学校教育や生涯学習の場を中心に、外国の文化や民族の多様性を受け入れ、理解を深める様々な活動を推進します。

#### 【主要施策】

#### ① 小中学校における国際化教育の推進

児童生徒の異文化に対する理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を養うため、 外国語指導助手を活用し、小中学校での国際理解教育や外国語教育を推進します。

主な取組	担当課
◎外国語指導助手を活用した外国語教育の推進	
◎留学生との交流による国際理解教育の推進	学校教育課
◎国際理解に関する研修への教職員の参加	

#### ② 異文化理解のための各種講座の開催

市民を対象に外国の文化に触れる機会を提供する講座や、鳥栖市に住む日本人と外国人がお互いの文化を理解する講座などを開催します。

主な取組	担当課
◎国際理解を深める講座などの開催	市民協働推進課
②国际理解を未める講座などの開催	関係各課

#### ③ 外国人の人権尊重

わたしたち一人ひとりが、外国人住民の文化や生活習慣などの多様性を受け入れ、地域での交流を深め、人権を尊重し合う、国際化時代にふさわしい社会を築けるよう啓発に努めます。

主な取組	担当課
◎外国人の人権尊重に関する啓発	市民協働推進課
◎人権啓発パネル展における啓発	生涯学習課

#### 基本目標2 国際交流活動の推進

日本人に対するアンケート調査では、友好交流都市であるドイツ国・ツァイツ市との交流については、約7割の人が知っているという結果でした。今後も、ツァイツ市との交流を継続し、国際性豊かな人材の育成に努めます。

また、外国人住民との相互理解を深めるため、身近にふれあい、交流ができる機会を増やすとともに、様々な分野における海外への派遣事業や交流事業、国際協力活動を支援します。

#### 【主要施策】

#### ① 友好交流都市や諸外国との交流の推進

文化、教育、芸術交流などの住民にとって身近で親しみやすい様々な分野において、 友好交流都市のドイツ国・ツァイツ市との交流を進めるとともに、諸外国との交流機会の情報提供に努めます。

主な取組	担当課
◎鳥栖・ツァイツ子ども交流事業(派遣及び受入)	<b>士</b> 尼拉馬提准調
◎鳥栖・ツァイツ子ども交流事業写真展	│ 市民協働推進課 │





映画「月光の夏」のモデルとなった「フッペルのピアノ」をきっかけとして、平成10年度からドイツ国・ ツァイツ市との交流が始まりました。

両市は、市民をはじめ市長や市議会議員などの相互訪問のほか、平成16年から子ども交流事業として、中・高校生の派遣事業を交互に実施しており、国際性豊かな人材の育成につながっています。なお、平成24年5月には友好交流都市協定を結びました。

#### ② 民間交流団体との連携強化

国際交流を支援する市民ボランティアや民間の国際交流団体との連携を図るために、情報を共有し意見を交換する場をつくります。

主な取組	担当課
◎国際交流懇談会の開催	市民協働推進課

#### ③ 国際協力活動の支援

市民に対する国際協力への啓発を行うとともに、青年海外協力隊やシニアボランティアなどの募集や活動の広報を支援します。

主な取組	担当課
◎JICA ボランティアなど市民が参加できるボランティア情報の提供	市民協働推進課

#### 基本方向2 多文化共生の地域づくりの推進

#### 基本目標1 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進

外国人に対するアンケート調査では、「日本語が分からなくて困ったこと」について、「病気になったとき」「電車やバスに乗るとき」「仕事で」が上位となり、生活に密着した情報について困っていることが分かりました。また、防災については、約8割の人が何かしらの備えをしているという結果でしたが、避難所の情報については、約半数の人が知らないという状況でした。

外国人住民に対して日常生活に必要な情報を提供することができる環境づくりを進め、日本の制度や文化などを理解し、安心して暮らすことができるよう生活支援に努めます。

#### 【主要施策】

#### ① 「やさしい日本語」の普及と活用

「やさしい日本語」を活用することで、多国籍化している外国人住民とのコミュニケーションが取りやすくなるため、地域や職場における「やさしい日本語」の普及と活用に取り組むとともに、外国人住民の現状などについて学ぶ機会を提供します。

主な取組	担当課		
◎市職員に対するやさしい日本語研修の実施	古足均衡批准钾		
◎「やさしい日本語」に関する出前講座の開催	市民協働推進課		

#### ② 分かりやすい生活情報の提供

市役所窓口や市ホームページ「がいこくじんのかたへ」において、外国人住民に対し、在留資格、教育、医療、交通機関など日常生活に必要な情報を「やさしい日本語」や多言語で提供します。

また、鳥栖市を訪れる外国人にも分かりやすいように、市内の公共施設の表示や案内板などは、マークの活用や外国語併記を進めていくよう努めます。

主な取組	担当課
◎多言語による情報提供	関係各課
◎パンフレットなどへの「やさしい日本語」(ルビ)の併記	△蛐
◎公共施設の表示や案内板へのマークの活用やルビの併記	全課





#### ③ 外国人からの相談に対応できる体制の充実

市役所内の連携を図り、外国人住民などが訪れる窓口で、必要な行政サービスの情報 提供に努めます。また、専門的な相談や問い合わせに対しては、民間交流団体や県国際 交流協会などとの連携を図り、対応できる体制づくりに努めます。

主な取組	担当課
◎佐賀県国際交流協会事業「生活相談における多言語電話通	全課
訳」を活用した相談体制の充実	主味
◎市ホームページ「がいこくじんのかたへ」での周知	市民協働推進課
◎語学ボランティア登録及び活用の推進	川氏励割推進課

#### ④ 日本語教育によるコミュニケーションの支援

外国人住民のための日本語教室の開催について、市民ボランティアなどと連携し、日本で生活する上で必要なルール、文化、風習などについて学ぶ場を提供します。

主な取組		担当課
◎日本語教室「とすにほんごひろば~とりんす~」の実施	)	<b>士</b> 尼拉為提准調
◎日本語ボランティアの育成		市民協働推進課

#### ⑤ 防災・災害対応について学ぶ機会の提供

災害時の情報提供のあり方を検討し、「やさしい日本語」を活用した防災情報の提供に努め、外国人住民に対し、防災・災害対応に関する知識について学ぶ機会を提供します。

主な取組	担当課
◎外国人住民を対象とした防災訓練や出前講座の開催	- 総務課
◎外国人住民の視点を取り入れた防災計画・マニュアルなどの整備	



とすにほんごひろば*~とり*んす~ テーマ「病気:熱中症」



とすにほんごひろば〜とりんす〜 「消防署見学」



#### 基本目標2 外国人との地域交流の推進

外国人に対するアンケート調査では、81.2%の人が地域活動に参加したことがあるという結果でした。また、やってみたいことについては、「スポーツ」「日本文化」が上位となっています。

国籍を問わず互いに認め合い、尊重し合う多文化共生に関する啓発や学習機会の充実を図ります。さらに、本市に住む日本人と外国人が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人住民の地域活動への参加と住民相互の交流促進に努めます。

#### 【主要施策】

#### ① 外国人住民の地域活動への参加支援

外国人住民に対し、地域行事やボランティア活動などへの参加を促すなど、本市に住む日本人と外国人が交流できるよう働きかけ、外国人住民が地域の一員として暮らすことができるよう支援します。

主な取組	担当課
◎外国人住民の地域行事や活動への参加支援	関係各課

#### ② 多文化理解に関する啓発活動の推進

関係団体と連携し、国籍や民族、文化の違いを越えて、互いに認め合い尊重し合う多文化共生の考え方を、広報紙やホームページなどを活用して市民に啓発します。

また、県国際交流協会と連携し、多文化理解に関するセミナーや多文化理解に関する出前講座を創設するなど、啓発活動に取り組みます。

主な取組	担当課
◎市報、ホームページによる啓発	- 市民協働推進課
◎県国際交流協会と連携した事業の実施	

#### ③ 外国人住民との交流機会の創出

市内で開催される様々なイベントにおいて、本市に住む日本人と外国人がふれあう交流の場が増えるよう働きかけ、お互いの交流機会の創出に努めます。

主な取組	担当課
◎こくさいカフェの開催	市民協働推進課
◎「やさしい日本語」によるイベントの周知	関係各課



こくさいカフェ「茶道体験」





こくさいカフェ「グラウンド・ゴルフ」

# 第5章 推進体制の整備

#### 1 推進体制の整備

(1)国際交流や多文化共生に関わる施策を計画的かつ総合的に推進するため、市役所内部での連携・調整機能を充実させるとともに、県や県国際交流協会などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。

(2)鳥栖市における国際交流や多文化共生の施策を推進するために、必要に応じて市民グループやボランティア団体などと連携し、市民や団体からの多様な意見を取り入れた施策の展開を図ります。

